

原子力委員会 政策評価部会（第13回） 議事録

1. 日 時 2007年4月27日（金）10：30～12：00
2. 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室
3. 出席者 近藤部会長、浅田（正）委員、浅田（浄）委員、伊藤委員、鈴木委員、
田中（亨）委員、広瀬委員、松田委員
秋山信将 一橋大学准教授
内藤 香 財団法人核物質管理センター専務理事
内閣府 黒木参事官、牧野企画官、中島補佐、西田補佐
4. 議 題
 - （1）報告書（案）に頂いた御意見への対応について
 - （2）その他
5. 配布資料
 - 資料第1号 「原子力政策大綱に示している原子力の平和利用の担保に関する基本的考え方の妥当性の評価について」の報告書（案）に対する御意見
 - 資料第2号 「原子力政策大綱に示している原子力の平和利用の担保に関する基本的考え方の妥当性の評価について」の報告書（案）に対する御意見への対応（案）
 - 資料第3号 原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について（案）
 - 資料第4号 原子力委員会 政策評価部会（第12回）議事録

(近藤部会長) 皆様、おはようございます。第13回の政策評価部会を開催させていただきます。

本日は、専門委員の皆様方及び有識者として一橋大学の秋山先生、今般御所属が変わられました。それから、核物質管理センターの内藤専務理事に御出席頂いております。御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、ありがとうございます。なお、原子力委員の田中委員はOECDNEAの会議に出席のために欠席でございます。

お手元には、配布資料が1号から4号までと報告書の添付資料が2つ、合計6点あると思います。御確認ください。

それでは最初の議題にまいります。最初の議題は、3月13日から4月12日までの1カ月間、部会で取りまとめました報告書(案)に対して国民の皆様から御意見を募集した結果頂いた御意見に対して部会としての対応の(案)を事務局が作成いたしましたので、それを説明いただき、御審議頂くことです。

まず、事務局から資料の説明をお願いします。

(黒木参事官) それでは、事務局の方から御説明したいと思います。部会長からお話がありましたように、資料第1号と2号と3号で御説明いたします。

資料第1号が1カ月のパブコメの期間に頂いた意見をリストとして一覧にしているものがございます。6名の方から12件の御意見を頂いております。見開いて頂きまして番号を1から12までふっておりますが、一応これは到着順に番号をふっているということで、報告書の内容、目次の順番で入れているものではございません。

ちなみに、見方としては番号の後に「ご意見の対象箇所」を記載して、それから「ご意見の概要」を記載して、「ご意見及びその理由」ということで表にしております。これはざっと見て頂けるだけでよろしいかと思います。

資料第2号の方で、頂いた御意見に対してどのように対応して、どの部分については報告書の方に入れ込みましょうということの案を記載したものでありますので、この資料第2号を中心に適宜報告書等も参照しながら、意見の取扱いについて御審議頂くための御説明をしたいと思います。

この資料第2号、報告書(案)に対する御意見の対応ということで、1枚開いて頂きまして1ページであります。まず最初に「報告書全体」に関する御意見であります。このページの一番上、まず御意見として、11番の意見でございますが、この報告書は政策大綱の「平和利用の担保」の部分と「核不拡散体制の維持・強化」に示された部分についての政策評価をしているので、表題は「原子力政策大綱に示している原子力の平和利用の担保及び核不拡

散体制の維持・強化に関する基本的な考え方の妥当性の評価について」というふうに表題を変えた方がいいのではないかと。それから、「はじめに」の部分で趣旨説明を行ったかどうかという意見でございます。

以下、対応が書いておりました、最初に報告書の表題、資料第3号の一番表の表紙に書いてありますが、意見も踏まえまして、「原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方」と変更したいと思います。ちなみに、原子力というのは表題の短い文の中に政策大綱のすぐ後に出てきますので、ここはちょっと冗長だということで削っておりますが、核不拡散体制の維持・強化を含めると。従前は平和利用の担保の中で核不拡散体制の維持・強化の部分も含まれるというそういう理解で表題はしていたんですけれども、明確にしましょうというふうにしてはどうかということでございます。

それから、その下に本報告書は、今申し上げましたように、「核不拡散体制の維持・強化」で示された国内及び国際社会における原子力の平和利用に関する基本的考え方に基づくという形で、報告書の2ページ目の「はじめに」のところを少し修正してわかりやすくしようということでございます。それでヒアリング等を行い、また有識者及び国民からの御意見を伺い、評価を実施した結果を報告書として取りまとめた。

ここで、ちょっとすみません、「合わせて」と書いてありますが、下線のところで「合わせて原子力政策大綱に示している」というこの「合わせて」という文章はつながりが悪いので、この資料から削除して頂ければと思いますが。「合わせて」というのを取って、「原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について」との表題の報告書として取りまとめたものですという趣旨説明を「はじめに」の中で入れてはどうかというふうに思います。

次に、2番目の御意見がその下に書いてあります。2番目の御意見は、関係機関等の取組について、この部会においてなされた指摘事項に関し、「事業者」には研究機関でもあり、かつプルトニウム所有者でもある原研機構（JAEA）が含まれる場合もあり、また大学等の研究機関もかかわるところもあるので「事業者等」とした方が適切ではないかという意見でございます。

この御意見の趣旨は、「事業者」と書くと普通は電気事業者であったり核燃料加工事業者であったりというイメージなわけですが、その大学の研究所などでも一部プルトニウムとかウランとかを扱っているところがあるわけでございますので、そういう研究機関もき

ちっとこの事業者の概念の中に入るということを明確にするために、「事業者等」という形で「等」をつけたらどうかというそういう御指摘であります。

その対応ということで、2ページの方に書いておりましたが、基本的には御指摘のとおり、JAEAその他の研究機関にも対応が期待されているところなので、「等」をできるだけ加えましょうということで見直しました。

最初に「3. 1. 4評価」と書いておりましたが、これは報告書、第3号の方では15ページになりますが、15ページのところに「3. 1. 4評価」と書いているところがございませぬ。この3. 1は「我が国の法規制及び国際的な枠組みに基づいた原子力の平和利用の担保」というところでありませぬけれども。この中で「文部科学省、核物質管理センター、事業者等は、保障措置活動は我が国原子力政策の円滑な遂行のために必須の役割を果たすものであることを踏まえて、その効果的・効率的な推進」等の向上に向けなさいというような指摘がございませぬが、「等」を入れたいと思います。

それから、次に「3. 2. 4評価」、これが20ページになります。20ページの3. 2の評価であります。この3. 2というのは「国内関係者間の意識の共有及び国民への情報発信」について記載されております。その中で、「等」を記載する部分、「そこで、原子力委員会等の行政機関、事業者等は、国民に対して様々な機会に様々な手段を用いて、平和利用の担保に係る具体的な活動とその重要性について、平易な用語や誤解が生じない適正な表現を用いて説明する活動を進めていくべきです。」と、また、「事業者等においては、平和利用に関する組織文化の醸成を目指すべきです」というような趣旨のことを書かれています。これは研究機関なども含めた概念にすべきだろうということで「等」を入れております。

最後に、「3. 4. 4評価」であります。これは26ページであります。この3. 4は「プルトニウム利用に関する透明性の確保」について書かれた部分の評価であります。ここでは、「内閣府、文部科学省及び経済産業省、事業者等は、国民により分かりやすい説明や工夫」を凝らすことなどに心がけるべきですという趣旨でございませぬので、これも研究所なども当然入れた方がいいだろうということで「等」を加えております。

続きまして、3ページでございませぬ。3ページからは各論ということで「第3章3. 1 我が国の法規制及び国際的な枠組みに基づいた原子力の平和利用の担保」に関してということになります。御意見といたしましては、原子力の平和利用以外の利用は法令的に許可されないとの記述だけではなく、保管箇所が民間企業であることから平和利用を優先しており、兵器への転用が難しい、すなわち企業の同意が必要なことも合わせて説明してはどうかとい

う1番の御意見であります。

これへの対応でございますが、報告書では9ページに相当するところでございます。①、②の意見に対するコメントということで、事業者が原子力の利用を平和の目的に限定していることを国が確認するために、炉規制法に基づいて許可に当たって審査で平和の目的以外に利用するおそれがないという基準に適合していることを求めているという趣旨を記載しているところでございます。

より積極的に説明することは重要ということで、頂いた御意見を踏まえて、「3. 2. 3」で、以下のとおり下線部を追記いたしますということで、これはちょうど17ページになります。17ページのところで、頂いた意見は3.1ということで「我が国の法規制及び国際的な枠組みに基づいた原子力の平和利用の担保」というところでありますが、具体的な対応は3.2であります「国内関係者間の意識共有及び国民への情報発信」というところで、その②の意見の中で、「事業者自らが、原子力の利用を平和目的に限定していることをより積極的に発信するとともに、国も原子力の平和利用に係る広報活動を事業者まかせにせず」やる必要があるのではないかというふうに追記をしたいというふうにしてはどうかということであります。

この御指摘は、事業者、企業は兵器への転換はやらないという前提の下での御意見であったと思いますが、それに対して事業者自らがこういう法令体系の下でやっているわけですから、平和利用に限定しているということを発信しますという情報発信のところで書くのがよいのではないかという対処方針でございます。

次の御意見であります。これはちょうど14ページに対応するところであります。14ページの最後の段落で「東海再処理施設・・・提起されているものです」を削除すべきですということでもあります。これはちょっと見づらくございますが、この14ページの今の⑰と書いている部分がありますが、東海再処理施設の運転に際しては、プルトニウムを混合体で取り扱って、プルトニウム単体では取り扱わないような核拡散抵抗性があるような形にしていますというようなことを⑰で書いておったわけでございますが、この⑰を削除すべきですと、その理由は、核武装するかどうかは政治的な問題であるのに対し、MOXの核拡散抵抗性は物理的な問題である。MOXについての今までの政治的な判断は信頼性に欠けており、「この意見に対するコメント」は物理的な側面に限って述べるべきであるという御指摘でございます。

対応といたしましては、報告書「3. 1. 3」「⑰の意見に対するコメント」のところに

ありますように、MOXの核拡散抵抗性についてはプルトニウム単体よりも高い核拡散抵抗性があるというふうに認識していますということ。それから、東海再処理施設で混合転換技術を採用する際にも、日米再処理技術専門会議等において、技術的側面から混合転換の核拡散抵抗性が高く評価された結果、この技術が採用されていますと。また、GNEPのトラック1に対するEOI、イクスプレッションオブインタレスト、関心意図表明のことでございますが、その募集に際しても核拡散抵抗性に優れた再処理技術が求められており、そのために再処理においては純粋なプルトニウムを存在させないことが要件とされております、というふうにまず御意見に対して答えました。

以上を踏まえまして、ここに書かれていますように、⑱の部分、この下線を引いている部分を追記する。それから、⑰の部分とこの意見に対するコメントの部分に下線を引いている部分を追記するというふうに対応してはどうかということでございます。

まず⑰でございますが、関心意図表明などの募集と、これは正確を期しまして、アメリカ側が関心意図表明というものを公表したわけでありましたが、その募集の公表した中に明記されているということなので、「の募集」ということをきちっと書きましようということ。

それから、「トラック1で採用する再処理技術に求められる要件は」と、これはトラック1で採用する再処理技術、これは最終的にはGNEPでつくられるものがどういうふうになるのかというのはまたこれから変わる可能性あるわけですけれども、少なくとも関心意図表明の募集の中で求められている要件ではプルトニウム単体ではないこととしていると明記されていますので、そこはより正確に書いた方がいいでしょうという趣旨でございます。

⑱の部分、この部分を追記しようということ。具体的に、「MOXの核拡散抵抗性についてのこれまでの政治的判断は信頼性に欠けているのではないか。東海再処理施設での混合転換による再処理に米国が同意したのは、日本の粘り強い外交に米国が妥協したに過ぎないのではないか。最近、米国が提案したGNEPでも、当初考えられていた再処理は、六ヶ所の再処理工場とはまったく異なるものであった。その後提案された2トラック方式でも、第1トラックでは六ヶ所再処理工場と同じ方式が採用されるかどうかは明確ではないのではないか。」ということでございます。

この意見は、左側の「御意見」と書かれている枠組みよりもちょっと詳しくなっておりますが、最初に頂いた意見及びその理由というふうには書かれている部分も含めて文章にしましたのでございます

この意見に対するコメントの中に、「混合物の方が相対的に優れるとの技術的判断」とい

うことで、こちらにも正確に記載をしたいと思っております。

次の御意見であります。原子力委員会は如何に核武装化の政治的な動きを探知し、探知した場合、どのように平和利用を担保するかを示すべきでありますという御意見を頂いております。

この対応方針であります。原子力委員会は報告書の「3. 2. 3」におきまして我が国の原子力の研究、開発、利用が平和目的に限定されることを確かにする責務や、施策を企画、審議、決定する責務も有しております。具体的な取組としては、原子力施設の設置許可などの際にダブルチェックで原子力が平和の目的以外に利用されるおそれがないということについて審査を行っているということ。それから、原子力委員会は海外の核実験が行われた際には抗議声明の発表などを行っておりますが、そういうことで積極的に情報発信すべきと考えていますという委員会の立場を述べております。

その上で、国内の動向や核不拡散に対する情報解析能力を一層高めることは重要と考えるということで、「3. 1. 3」で以下のとおり下線部を追記したいと思っております。これはちょうど11ページに相当するところではありますが。11ページのところで、⑨で、「原子力委員会は、核武装議論の影響に留意すべきではないか。」などの意見があったところがございます。この後に、「また、我が国に蓄積された技術的知見や経験等を活かし、国内の動向や核不拡散に係る情報解析能力を一層高めるべきではないか。」という意見を、政治的な動きがあることを探知しということへの対応ということで御意見の中に加えたらどうかと思っております。

次の御意見ですが、2番目の意見で、核兵器転用よりダーティーボム転用について検討すべきである。現在の保障措置では1キログラム程度の監視しかできないので、ダーティーボムに対しては無防備ではないか、ということでもあります。核物質防護について従来は核の移転ということで、兵器への移転ということに主に目がいていたのに対して、ダーティーボムについても検討すべきではないかという御指摘であります。

これへの対応としてお答えの5ページに書いている最初のパラは核不拡散についての考え方をまず明記しております。その後、6ページの方で核物質防護の話を書いておりますが、6ページの「一方」から後です。「核物質防護の観点から、プルトニウム、高濃縮ウラン又はウラン233の不法移転が核爆発装置等につながる可能性があることを考慮して、原子炉等規制法等において核物質の量に応じた核物質防護措置の内容が定められており、例えばプルトニウムは15グラムから防護措置の対象とされています」ということを記載しました。

また、国際社会において、核テロ防止条約が国連で採決されたのを含めて、その批准に向けまして我が国は放射線発散処罰法というものが今ちょうど国会に提出されておるわけですがけれども、これらについて罰則金などを含めて未然にテロ行為の発生を防止することとしていきますという説明を行おうというふうにしてはどうかということでございます。

続きまして、次の御意見が3番ですけれども。国内の原子力艦が入港していることや、日本に駐留する米軍が核兵器を所持していることなどから、国内で原子力が平和利用されているとは言えないのではないかとということであります。

その対応策としては、我が国は、非核三原則を政府の重要かつ基本的な政策として堅持してきており、また法律上も原子力基本法により、我が国の原子力活動は平和目的に厳しく限定されていることから、我が国における原子力の平和利用について御懸念には当たりませんと回答したいと思います。

次の御意見ですが、法規制に関して述べるのであれば、まず、我が国で核開発を行った場合、国内法的に合法であるか違法であるかを評価すべきであるという御意見、10番目の方の御意見を頂いております。

これに対しまして7ページの回答を行おうと思いますが。まず原子力基本法で「平和目的に限り」というふうに書かれて、核兵器の開発、保持は基本法で禁止されているということ。それから、原子炉等規制法の審査において、平和の目的以外に利用されるおそれがないということを原子力委員会が審査し、その基準に適合していることが求められているということ。3点目として、日本はNPTを批准し、核兵器を製造しないことを約束していますという説明を行いたいと思います。

続きまして、8ページに、第3章ですが、「3.2 国内関係者間の意識共有及び国民への情報発信」についての御意見です。11番目の御意見であります。原子力の平和利用の担保に関して、国外のみならず国内の関係者を含め全国民に関心を持ってもらいたいということでございます。

これはもう御指摘のとおりでありますということを書いた上で、幅広く広聴・広報活動に努めるべきであるということなどはもう既に報告書に記載していますというふうに回答したいと思います。

次の9ページであります、「3.3 国際社会に対する発信」に関して、6番目の御意見であります。日本の原子力政策、特に核燃料サイクルの推進は、核拡散に拍車をかけるおそれがあるという認識を明記すべきである。特に海外においてそのような認識があり、また、

核疑惑国が日本の前例をあげて、自分の態度を正当化しようとすることもある。この日本の前例というのは、日本は再処理技術やウラン濃縮技術が国際的にも認めてそういう技術を持っているということに対して、イランなどの国がそれを例として正当化しようとすることもあるのではないかという御意見でございます。

対応策であります、「3. 2. 3」、20ページであります、15番目の意見の中に以下を追記しようと思いますということで。15番目の意見、「大型商業再処理施設の操業など、機微な分野に踏み込みつつあるのではないか。」の後に、「特に海外からは、我が国の取組が、世界の核拡散に拍車を掛けるとも捉えられかねないのではないか。」というのを加えます。さらに、海外から疑惑が提起されたことに対しまして、我が国が一層理解活動に努めることが重要であるということから、「3. 3. 3」、これは「国際社会に対する発信」のところですが、その②、具体的には22ページに当たるところでございます。22ページのところで、「我が国の原子力利用や核燃料サイクル等の政策の推進が核武装という目的でなされている」のではないかという海外の疑惑に対して「明確に否定すべき」というふうな意見の中で加えて補足してはどうかと思います。

それから、また、核疑惑国が我が国を前例として取り上げることについては、この部会においてもまた「ご意見を聴く会」においても御意見が既に寄せられておるところございまして、この報告書の中でも記載されているところではありますが、「我が国としては、保障措置の遵守の取組や国際機関からの評価について、そのような国との違いを明確にした情報を国際的に発信していくべきではないか。」などと記載しているところでもあります。そういうこともあって、「3. 3. 4評価」で、既にそのようなことに対するコメントに対するようなことが記載しているということで御回答しようと思います。

10ページであります、「第3章3. 4プルトニウム利用に関する透明性の確保」に関してというところでもあります。ナンバー9の御意見であります。「余剰なプルトニウムを持たない」という国際的約束に変わりがないことと、「プルトニウムの適切な在庫」を持つことが日本のプルトニウム政策ではないことを確認し、3. 4. 4「評価」等に明記するべきである。43トン以上のプルトニウム在庫は余剰であり、日本は既に「余剰プルトニウムを持たない」という国際的な約束を破っているのではないか。海外で取り出されたプルトニウムの利用計画がまだ示されていないだけでなく、電気事業連合会が発表したプルトニウムの利用計画は、六ヶ所再処理工場で取り出されたプルトニウムがいつまでに利用されるかを示していないので、国内のプルトニウム利用計画もまだ示されていないのではないか、とい

う御意見を頂いております。

まず対応といたしまして、原子力委員会のポジションを最初に説明したいと思います。我が国のプルトニウム利用については、国内外に理解と信頼の向上を図るため、原子力政策大綱で示すとおり、利用目的のないプルトニウムを持たないとの原則の下で行うという立場をまず最初に御説明したいと思います。

また、2007年度までに六ヶ所再処理工場で分離するプルトニウムの利用目的につきまして、電気事業者が今年2月公表いたしました、原子力委員会はその電気事業者のプルトニウムの利用について内容を把握した上で、見解文書をまとめています。その見解文書を、かぎ括弧の中ですけれども、我が国におけるプルトニウムの透明性向上の趣旨に沿うものという判断をその見解文書でしております。

さらに、国内にあるプルトニウムだけでなく、電気事業者は英仏で再処理をやっておりますが、その再処理した結果、海外で保管されているプルトニウム、これを国内に移転しようという際には、その時点において国内のプルトニウムに準じた措置、すなわちどのような利用を行うのかという利用目的を明確にするようにという形にしております。

というようなことをございますので、余剰のプルトニウムは生じているというふうに原子力委員会としては考えておりませんということを明記したいと思います。

なお書きですが、電気事業者が公表する利用計画の中での利用目的の中には、利用の場所とか利用目安量などについてが含まれています。

なお、政策評価部会についての議論で、電気事業者等のプルトニウム利用計画が新たに公表されたので、その部分を少し改訂したいと思いますということでもあります。24ページから25ページにかけてであります。報告書(案)を策定しているときに、今年2月の電気事業者等から発表されたプルトニウム利用計画が書いておりません、それを反映した形で報告書(案)ができておりませんでしたので、その部分を明記するというので、2007年2月には電事連等から計画が新たに公表したということを記載しました。

それから、③であります、原子力委員会は、その内容は、「その達成に向けた取組に関する説明等も踏まえれば、現時点において妥当なものであり、我が国におけるプルトニウム利用の透明性向上の趣旨に沿うものと考えるところの見解を示した。」ということで、文言は見解文、原子力委員会が先に出したあの見解文の言葉をそのまま持ってくるような形にしております。

その後「また」以降ですが、御指摘の「余剰プルトニウム」と「利用目的のないプルトニ

ウム」とは同趣旨であると考えておりました、原子力政策大綱においては、策定会議での審議を経て「利用目的のないプルトニウム」との表現を用いることとされたものです、ということをお明記しております。

次の8番目の御意見であります、海外では日本のプルトニウム管理状況に大変関心があるため、プルトニウム管理状況を日本語で発表する際、同じ細かい内容を英語でも発表すべきである、ということでもあります。

対応といたしましては、「3. 4. 4 評価」におきまして、プルトニウム利用の透明性を確保するための取組については情報発信し、透明性の確保と分かりやすさの観点から、絶えず改良することを心掛けるべきというふうに指摘していますということをお既に報告書(案)に反映していますというふうにご書いた上で、さらに、「3. 4. 3」で以下のとおり下線を追記してはいかがでしょうかと思います。26ページに具体的にはなりますが、「⑧海外では日本のプルトニウム管理状況に大変関心があるため、日本語で発表しているのと同様の細かいプルトニウム管理状況の内容を英語でも発表するなど、国外に対して徹底的に説明すべきではないか。」という意見を加えるとともに、この意見に対するコメントでございますが、我が国を含む9カ国及びIAEAが97年に国際プルトニウム指針を作成しまして、それ以来その指針に基づいてプルトニウム保有量を毎年公表するとともに、同指針で定められた内容をIAEAに提出しており、IAEAはこれを英語で公表しています。また、同指針の下で、各国は会合を実施し、指針の改訂や運用についての議論を行っていますので、我が国としてもプルトニウム管理の透明性確保の観点から、情報公開の在り方等について、必要に応じて提案を行うべきと考えます。」というコメントへの回答を加えたいと思います。

最後に13ページであります、「第3章3. 6核不拡散体制の維持・強化のための新たな提案に関する議論への参画」のところであります。御意見として、原子力推進システムという用語が不適切ですと、原子力推進システムと言えは原子力船の意味になるため、原子力産業が適当ではないかという御指摘でございます。具体的には36ページに当たりますが、御指摘どおり「原子力推進システム」という言葉は誤解を与えると思いますので、「原子力の平和利用を推進するシステム」というふうに修文を行ってはどうかということでございます。

最後の資料第3号につきましては、主に今の対応にご書いた部分を明記していることと、合わせて5ページですけれども、「当部会は」ということで、報告書(案)取りまとめ、平成19年3月13日から1カ月間、国民の方々から意見募集を実施した結果、6名、12件の

御意見を頂き、その対応について審議し本報告書を取りまとめましたという、前回の報告書（案）からの状況の変化について書いてございます。

それ以外のところは、「てにをは」がおかしいところを修正した以外は、基本的には先ほどの対応に係るところを反映した形になっております。

なお、46 ページに政策評価部会の開催実績のところではありますが、本日の評価部会、それから報告書（案）に対する意見募集などについて記載をしておるところであります。

あとは本編部分としてその後ろの方に主な用語解説というのをこの資料の後ろの方につけておりますが、この用語の4 ページに「NPT 条約」が入っておりませんでしたのでそれを加えたということです。

用語の6 ページ、「国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）」につきまして少し現状を踏まえた書きぶりに修正をしております。

それから、用語11 ページが「二国間原子力協力協定」という形に書いております。なお、本文の方では「二国間原子力協定」と「二国間原子力協力協定」と2つの書きぶりがあったものですから、報告書（案）ではすべて「二国間原子力協力協定」ということに統一しております。

それから、部会長の説明にありましたように、資料編ということでちょっと大部になりますがつけておまして、この資料はこの部会で今まで御審議頂いたときに関係省庁等及び関係機関から資料の提供を頂きました。これも非常に役に立つ資料でもあると思いますので、それを添付したということと、「ご意見を聴く会」への実施結果の概要。それから、これから御審議頂きます先ほど説明した報告書に対する意見への対応方針も合わせてこの資料につけて報告書という形で取りまとめたいと思います。

以上であります。

（近藤委員長）ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただいた資料について御議論をお願いします。その前に、確認ですが、参考資料については、会議に提出されたものを部会が資料として綴じたということであり、内容のクレジットは明記してある作成者にあるということですね。

（黒木参事官）はい、これを作成した人のクレジットだと思います。この資料をベースに議論したということで添付するのが適当ということで用意したものです。

（近藤委員長）そういうことですね、それでは、浅田先生、どうぞ。

（浅田（正）委員）2つあります。1つは、資料3で言いますと14 ページのところの修文に

ついでです。⑰と⑱と分けられているんですけども、前のバージョンでは⑰はコメントの一部であったのではないかと思います。それを表現を変えてコメントでないものとされるということには少し違和感があります。

それからもう1つは、資料2の方の6ページから7ページにかけてですが、我が国で核開発を行った場合、国内法的に合法であるか違法であるかを評価すべきであるということへの回答として、7ページの下のところNP Tへの言及があるんですが、御意見の中に国内法的にというふうに書いてあるのに対して、それへの回答の中でNP Tというのが突然出てくると、少し対応していないという印象が出てくる可能性があると思います。

この部分は私のコメントを受けたものと理解していますが、私のコメントの趣旨は、憲法の98条2項で「我が国が締結した条約は誠実に遵守することを必要とする」という趣旨の規定があり、したがって、我が国が締結したNP Tについては憲法上もそれを履行することが義務づけられている。憲法というのは国内法ですから、NP Tに言及して、憲法上、つまり、国内法的にそういう義務があるということを書けばいいのではないかと、そういう趣旨だったわけです。ですから、その憲法の部分を外してNP Tだけ書かれるとどうも国内法的にと言いながら国際法的なものが突然出てきているという、そういう印象が出てくるのではないかと、そういうことを感じました。

以上です。

(近藤委員長) はい、最初の御意見につきましては、16の御意見に対してのコメントで、GNEPではこんなことを言ってるよとしたところ、そこについて、パブコメで御意見を頂いた。で、その意見は、それなりの見解の表明なので、それを活かす方法はないかと指示したところ。その結果、コメントの内容の一部を⑰の意見にして、これにパブコメの御意見を⑱として並べることにしたのが案です。コメントに対するコメントという形の案を事務局が持ってきたので、経緯を知っている人には分かりやすいが、それを単独で読むと違和感があるからです。

それに、全体として、コメントを乱発していることがこんな招いたかなと反省していますから、戻せるものはないかと工夫したこともあります。もともとは、世間に流布している説で明らかに間違っている意見が「ご意見を聴く会」などで出てきたときに、それを意見として取り上げた上で、それにコメントをつけて正すという編集方針を最初の政策評価で取って見たのですが、今回は単に意見とするべき、頂いた意見に対する反論もコメントにしているところもあります。ここはそういう内容のところであったので、戻して工夫してみたらとし

たところですが。しかしこの経緯を御存じの方からすると、パブコメではコメントと記載したものがこのバージョンで意見に変わったということについて説明がないということになる。

どっちがいいですかね。違和感を感じられるなら戻してもいいんですけども。

(浅田(正)委員) いえいえ、この修正部分を見ると違和感を感じるわけですね。つまり表現を変えたということは、もとは意見に対するコメントの一部だったものを別の意見にしてしまった。ですから、この部分がないとつながりがよくないというのは確かにありますので、つながりをよくするためといえば、その点は理解できますが……

(近藤委員長) ご意見は正しく理解できたつもりですので、ちょっと考えさせてください。

それから、2つ目は、ちょっと私は条約の尊重義務というのは小学校から社会科で習っているもので、それを断る必要がないと思っていましたが。

(浅田(正)委員) 国内法的にと聞かれているときに条約が出てくるとちょっと違和感があるかなという気がします。

(近藤委員長) そうですかね。

(浅田(正)委員) そうじゃないですか。

(近藤委員長) 関連してですか。鈴木委員。

(鈴木委員) たしかにNPTは平和利用の核爆発装置は禁止してないので、核爆発装置つくってもNPT上は多分違反じゃないんじゃないですかね。だから、CTBTのときにたしか日本の国内法で核爆発装置の禁止というのをどこかに入れたんじゃないかと私は記憶しているんですが、そうじゃなかったでしたっけ。

(浅田(正)委員) たしかNPT第5条の規定上は平和的核爆発というのは、適当な国際的監視の下でとか、適当な国際的手続を通じてとか、さまざまな条件を付けつつも、その利益を受ける旨が書かれています。それが現在そのものとして生きているかという一般的なにはそれはそうではないという解釈だと私は理解しているんですけども。

(鈴木委員) 国内法で核爆発装置をつくったらどういう罰則があるのかというのを知りたいんじゃないかと思うんですね、このコメントされた方は。だから、たしかCTBTのときに原子炉等規制法を改正されて、核爆発装置をつくった場合に罰則規定というのが加わったような気がする。要するに罰則規定はなかったかなと私記憶しているんですけども。

(西田補佐) 炉規法ではまだCTBT条約が発効していないので施行されていないんですが、核爆発を発生させたものについての処罰規定は炉規法の中で一応あることはございます。これはCTBT条約が発効すると同時に施行されるというものでございます。

ただ、その中で核爆発装置についてまでは言及されておりませんが、核爆発装置につきましては現在、放射線発散処罰法案の中でその装置の製造・所持についても処罰の対象という形で今なっております。

(近藤委員長) 浅田先生の御指摘のポイントは、NPTの平和的核爆発の位置づけがデファクトとしてどうなっているかという問題ですね。それはどこかで議論してあるように思うのですが。

(鈴木委員) そうかもしれません。こっちの御意見の方は、我が国で核開発を行った場合に国内法的に合法か違法かという質問なので、そもそもの浅田さんの御質問に疑問あるんですけども。NPTがあるからというのではなくて、NPTがあることはわかっているけれども、国内法でどういう罰則があるのかということを知りたいので、やはり今の原子炉等規制法とそれからさっきの放射線発散処罰法ですか、を書かれたらいいんじゃないかなど。

(近藤委員長) 放射線発散処罰法は今審議中ですが。

(鈴木委員) だから、それを準備中であるということを書かれた方がいいんじゃないですか。

(近藤委員長) はい。それは取り入れる方向で考えてみます。NPTの平和的核爆発の共通理解がどうなっているかという問題ですが、95年のレビューコンファレンスのどこかに何かあったように思うんですけどね。どなたか、皆さんの方が詳しいと思うんですけども、チェックしてみましょう。

(秋山准教授) 平和的爆発ですか。たしか2000年のファイナルドキュメントの中に第5条はCTBTの文脈の中で読み込むというふうに書かれているはずだと思います。

(近藤委員長) ああ、それかもしれません。2000年ですか。CTBTとリンクしていませんか。ありがとうございます。では、その辺のテクニカルティーはちょっと置いておいて、ここは合法、違法の議論というのほどの切り口が一番スキットするかというと、国内法という問題。その国内法だけに限って言えば、規制法で読めちゃうならそれでいいということですか、鈴木さん。

(鈴木委員) この御意見された方がどういうことかちょっとわからないんですけども。いや、もちろん原子力基本法で書かれていることは間違いありませんが、今言われた放射線発散処罰法とかCTBTに対応して原子炉等規制法に書かれているということは一般の方は知らないで、それは……

(近藤委員長) 情報として書き込めるなら書いた方がいいという。

(鈴木委員) ええ、書き込んでおいた方がいいんじゃないですかと。

(近藤委員長) わかりました。では、それはそういう処理をさせていただきます。

(黒木参事官) この回答自身は核兵器で回答してますので、おっしゃられたように、平和的核爆発についてまで言及するとしたら今のことを書いた方が明確だろうと思います。

(近藤委員長) 「核開発」というわけがわからない言葉がね、新聞用語で。

(鈴木委員) 核開発という言葉は複雑で、私は平和利用核爆発ということじゃなくて、核爆発装置そのものを物理的につくったらそれだけでも罰則されるということでもいいんじゃないかと思えますけれども。

(近藤委員長) C T B Tの定義を見る必要がありませんかね。

どうぞ、内藤さん。

(内藤専務理事) この資料2では、指摘事項に対する対応として、報告書で修文するのとそうでないのとありますよね。そのデマケというのは要するに本来報告書に盛り込むべきことで欠けているものは盛り込むと、それからそうでないものは頂いた御意見に対する委員会等の見解を御本人に回答すると、そういうことですか。

(近藤委員長) そういうことです。あなたの言ってることはここへこういう形で書いてありますよ、ということ言えば良いと判断したものについては、そのようにここに書いて、本人に回答はしないのですが、この資料を公表します。

(内藤専務理事) 今の場合について言えば、報告書の3. 1に既に言及していますよということを行っているわけですね。

(近藤委員長) はい。

(内藤専務理事) わかりました。それから、「核開発」という表現は普通の人が考えると核兵器のことだと思うんですね。多分委員の方は非常にいろいろなことをご存じだから、平和目的の核爆発装置をつくったら合法かどうかというところについて御意見を述べられたんだと思うんですが。普通に考えると多分先ほど御指摘があったように核兵器開発のことを言っているのではないかとは思いますが。

(近藤委員長) はい。事実関係を整理します。

ほかに。どうぞ、浅田さん。

(浅田(浄)委員) ただいまのと少し関係しているんですけども、例えばこの資料3号の5ページのところに、「6名から12件の御意見を頂き、その対応について審議し」と書いてあるんですが、このところをもうちょっとはっきり書いてもいいのかなというふうに思いました。

(近藤委員長) 具体的には。

(浅田(浄)委員) 反映するものは反映しというようなことなんですが。これを見たときに、これだけきっちりいろいろされているのにこれだけなのかなという気がしました。

(近藤委員長) はい。一応資料2はつけますけれどもね、この紙を。

(浅田(浄)委員) つけるんですね、はい、わかりました。

それで、そのパブコメを求めたというのはもうちょっと大きさに書いてもいいのかなという気がしましたけれども、そういうものではないのでしょうか。4にパブコメというのが入って、5ぐらいに最終的な取りまとめぐらいの、一般の人たちの御意見を大事にしているという記述があってもいいかなというふうに思いました。

(近藤委員長) わかりました。大事な御指摘だと思います。意見が多い場合にはそれをカテゴライズして紹介したり、そのうち、何件については引き続き審議したと書く場合もあります。御指摘を踏まえてこの文章を書き直すということにさせていただきます。

(浅田(浄)委員) それと関連してもう1点。資料第1号で、6名分、12件が一覧表になっているんですが、6名ということですので、6名がどこからどこまでなのかということができないのでしょうか。間を点線と実線に分ければお一人の方がどこからどこまでを言われて、到着順ということですので多分お一人の方がまとまっていると思いますので、やはり6名がわかった方がいいかなという気がしました。

以上です。

(近藤委員長) それはおっしゃるとおりだと私もと思いますが、検討させていただきます。

ほかに何か。どうぞ。

(鈴木委員) 最初の浅田さんの御意見に関連するんですけれども。全体としてこの意見に対するコメントというのが、我々はよく経緯を知ってるんですけれども、一般の方が読んだときに議論の出てきた意見とこの意見に対するコメントの位置づけがちょっと説明がないので、最初に書かれたらどうですかね、この意見に対するコメントというのが議論の中での事実に対する原子力委員会の、あるいはこの部会のコメントになるわけですよ。そういうふうに考えていいんですか。

(近藤委員長) そうです。

(鈴木委員) それをきちっと書かれておいた方が。それで言葉使いもわざわざ変えておられる。それがわからないときと読んだ方はコメントと言ってもここで議論でコメントなのかわからないというのが。それが1つと。

それから、プルトニウムの透明性確保のところではいろいろ直して頂いているんですけども、コメントとしては、こちらの資料第1号の方にはかなり細かいコメントが出ているんですけども、「余剰プルトニウムを持たない」というところで、「適切な在庫量」という言葉がよくないのではないかと御指摘があるんですが、こちらの方では結局全く触れないままになっているんですけども。

私としては、例えばこういう提案はどうでしょうかと。資料3の24ページから25ページにわたって、プルトニウム利用計画について妥当であるという判断を書かれているところなんです。もともとの発想は透明性を高めることと、プルトニウムバランスをきちっとっていくということが利用目的のないプルトニウムを持たないということであれば、妥当ではあるけれども、長期的にはプルトニウムのバランスをとっていくためにプルサーマルの着実な実施が求められるというような一言を入れて頂くと、この利用計画そのものを別に妥当ではないと言っているのではないけれども、ここの部会ではやはりプルトニウム在庫量のバランスをきちんと将来とっていくんだということが重要だということでプルサーマルの実施を着実に進めていくことが大事であるというのを入れたらいかがでしょうかというのが私の意見です。

(近藤委員長) 確かに今年の2月の原子力委員会の妥当性の判断には御指摘の趣旨の認識を示した記憶がありますので、御意見を踏まえて工夫させていただきます。

(鈴木委員) はい。

(近藤委員長) なお、資料3号の26ページに⑤として貯蔵量が過大にならないようにすることの重要性を指摘することにも踏み込んだらどうかということが意見として書いてありますね。ここのところもコメントするべきという意見もあるかと思います。2000年長計は、何と書いたかという、この御意見に引用されていますね、利用目的のない余剰のプルトニウムを持たないとの従来からの原則を一層分かりやすくする観点から、プルトニウムの在庫に関する情報の管理と公開の充実と。それまでは将来のことだから、ある期間で見たときのバランスが関心事だったのだけれども、実業が始まり、今そこにある量のプルトニウムがあるとなると、その用途とは？ということになる。そこで再処理するごとにそれを確認ということで、利用計画の透明化を求めることになってきたわけですね。さらに大綱の審議の際には、適正在庫というのがあるかと考えたのだけれども、これはなかなか難しいと分かって今日に至っている。そういう歴史的経緯を議論のすり替えを行ってきていると言われると、見解の相違と言うことでほっておくしかないねということで、事務局もかたくなな態度で書

いている感じではありますね。それがいいか、鈴木委員の御指摘を聞いていて、ちょっと工夫させて頂くかと思ったりもしています。これは工夫します。

どうぞ。

(内藤専務理事) 今の議論に関連してですが、もともとの御意見はプルトニウム管理状況を日本語で発表するときに同時に英語でも発表すべきというそういうリクエストなわけですね。これに対する現在の答えは、I A E Aでの発表は英語だからそっちに譲りますよというそういう趣旨だと思うんですが。

事実関係がわからないのでちょっとお聞きしたいんですが。まず、I A E Aが公表するタイミングと原子力委員会がプルトニウム管理の状況を公表するタイミングはどちらが先でどちらが後かというのが1つと。

それから、内容はI A E Aの公表内容と原子力委員会が公表している公表内容というのは同じなんでしょうか。もし違いがあるのであれば、やはり国民に情報発信するという意味では原子力委員会でおまとめになるときに同時に英語で発表されるのが親切ではないかなというふうに思いますが。

(近藤委員長) はい。事務局。

(牧野企画官) 内藤委員の御質問のまず1点目ですけれども、プルトニウム管理状況の公表のタイミングは、基本的には原子力委員会に関係府省から報告をする方が先で、その後外交手続を踏んでI A E Aにも提出しています。

2点目については、I A E Aには日本からは英文で提出していますが、9か国で取り決めたフォーマットがありますので、そのフォーマットに従って出しています。したがって、情報の内容は異なっています。例えば、使用済燃料に関するデータはI A E Aの方には出すことになっていますが、プルトニウム管理状況の方には入っていません。一方、プルトニウム管理状況報告は年々改善がされてきていて内容的にも細かくなってきていますので、細かい情報はI A E Aのフォーマットにはないものもあります。

(内藤専務理事) 今の御説明をお聞きすると、やはりプルトニウム管理状況を原子力委員会でおまとめになったときには同時に英語で公表するのが親切ではないかなというふうに思います。

(近藤委員長) おっしゃるとおりだと思います。今年に入ってから委員決定や見解は英訳するようにしています。委員会に提出される資料まで英訳して持ってこいというわけにはいかないのですが、ケースバイケースでこれはというものは努力するべきだと思います。しかも、

プルトニウム管理状況は本当は我々も作成に関与しているものですね。

(黒木参事官) そうです。内閣府と関係省庁でつくっているのです。

(近藤委員長) ですから、努力いたします。なお、鈴木委員の御指摘も、ここの御意見の趣旨はIAEAの紙ではなくて、確か、その根拠となるインベントリバランスを示した資料も英訳せよと言うことではないかと思えます。そのことを確認した上で、その英訳に努力しますと書き加えるようにします。いいですね、事務局の皆さん。

(黒木参事官) 主体は原子力委員会ではないので、努力するよう働きかけますとか。

(近藤委員長) まあまあ、内閣府も一翼を担っているのですから。

ほかに。どうぞ。

(秋山准教授) 資料2の一番最後、13ページの、ちょっと細かい話なんですけれども。これは以前ちょっと口頭で打ち合わせさせて頂いたときにもお話ししたんですが、「原子力平和利用を推進するシステム」というこの「システム」という言葉が多少ちょっとわかりにくいかなという気がいたします。ほかのところでもいろいろ例えば核不拡散体制とかそういう用語を使っておりまして、ここで出てきたシステムというのは何を具体的に指すのかというのを、もし事務局の方でわかっていて説明がつくようだったら構わないと思うんですが、具体的にどんなところかちょっとお教え頂ければと思います。

(近藤委員長) システムは使命を達成するため有機的に連携している要素の集合を指すところ、小生は、システムエンジニアを教えてきたので、何事もシステムとして捉える習慣があるんですけれども、ここでは原子力基本法の目的を達成するべく原子力の研究、開発、利用を推進するための行政、事業者、研究開発機関、その他の組織の集まりということになります。

(秋山准教授) 私は明示的に例えば体制とシステムというのを区別したのかなというふうに思いました。というのは、システムの場合には規制、レギュラトリーフレームワークだけではなくて、他方で実際に原子力に関する活動をするいろいろな機構があったりということ。そういうものを含めた形でシステムというふうに書いたのかなというふうにちょっと考えたのですが。ですから、そういう規制の法的な国際的あるいは国内的な枠組みだけでとらえるべきなのか、あるいはそれともうちょっと実際に平和利用を促進するよういろいろな活動まで含めるのかというところをちょっと明確に理解したいなと思った次第です。

(近藤委員長) 体制というよりは使命を効果的かつ効率的に達成するための連携体という意味でのシステムがぴったりだと思います。平和利用を推進するシステムと言えば、NPT体制もその要素になります。ですが、ここは体制に変えても構わないとは思いますが。

(秋山准教授) ええ。むしろシステムの方が私は……

(近藤委員長) あなたもシステムの方がいいですか。

(秋山准教授) はい。

(近藤委員長) 浅田先生はこういうときどういう表現を使われるのですか。

(浅田(正)委員) 私はこういうときは制度とかそういうふうな、できるだけ片仮名でない日本語を使う傾向があります。

(近藤委員長) 恐れ入りました。では、システムにしておきます。

はい、どうぞ。

(広瀬委員) ちょっとその問題について。私はやはりシステムという言葉は引っかかります。

すみません、同じことを繰り返して。システムというと部分が有機的に結びついてないといけないので、この場合には必ずしもそうではない。ですから、体制の方が何か意味としては適切のような気がします。

(近藤委員長) 体制の方が漠としていてここには適しているということですか。

秋山先生どうですか。

(秋山准教授) 私この最初の方から読んでみた場合、核セキュリティの分野においても引き続き世界のシステムに内在する脆弱性ということなので、核物質防護とか核セキュリティが入っているということは、つまりそれはその原子力の平和利用する施設も入っているのかなと。施設と、それからそれを取り巻く規制の枠組みということを含めた場合には、システムにした方がいいのかな。むしろ例えば体制とか制度というと法的な枠組みにどちらかという限定されるような解釈がなされるんじゃないかなというふうに思うんですが。

(近藤委員長) はい、有機的連携があるということですね。はい、浅田先生。

(浅田(正)委員) もともとこの趣旨としては、そういう法制度とかに限らず活動なども含むわけですね。

(近藤委員長) そうです。

(浅田(正)委員) そうするとシステムがいいというふうに私は思います。制度、体制であるところには枠組みとか法制度とかそういう意味になりますよね。ですから、システムであるともう少し広くなるという気がしますけれども。

(広瀬委員) そんなにこだわりません。(笑)

(近藤委員長) はい、わかりました。ありがとうございます。御協力頂きました。

それでは、この件についてはシステムとすることで終わります。

ほかに。どうぞ。

(内藤専務理事) 用語のことが出ましたのでちょっと1つだけコメントしますが。11ページで「二国間原子力協力協定」のところで、原語はバイラテラルなんですよ、二者間なんですよ、本当はね。ユーラトムが入っているから厳密に言うと二国間というのは正しくないと思うんですが、私はそこを今指摘しようと思っていたわけじゃないんですが、ちょっと気がついちゃったので、ついでに申し上げましたけれども。まあ、二国間でもやむを得ないとは思いますが。

その先、「ユーラトム（欧州25か国）」と書いてあるんですが、実はEUには今年の1月1日から2か国が追加されているんですよ。だから、27か国なんですよ。それが追加されたときは多分追加国がユーラトムに参加するかどうかでその国にユーラトム協定が適用されるかどうかということが変わってくると思うので。この「欧州25か国」というのはいらないと思うんですよ。また、ユーラトムについては既に用語集の中に入れており説明がありますので、「及びユーラトムの間で」でいいんじゃないかと思いますが。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

どうぞ。

(浅田(正)委員) 用語の方で幾つかあります。最初に、用語の2ページですが、「海洋航行不法行為防止条約(SUA条約)」について、改正がなされているという点について言及する必要があるのではないかと思います。このSUA条約については、むしろ改正の方がとりわけ核関係には関連が深いわけで、まだ日本は入っていませんけれども、改正には言及する必要があると思います。

それから、同じく用語の7ページの上の方の「国際監視制度」なんですけれども、CTBTとの関係で、「CTBTにより禁止される核兵器の実験的爆発又はほかの核爆発」と書いてあるんですが、これは条文ではそういう書き方ではなかったような気がします。「他の核爆発」ではなかったでしょうか。「他」を「ほか」と読まれたのかもしれませんが、確認して頂ければと思います。「包括的核実験禁止条約」の項目、12ページも同様です。

それから、8ページですけれども、「査察」ですね。「NPT保障措置協定の下では……一連の活動」と書いてある。ちょっと文章のつながりが気になりました。

それから、同様に細かいんですけれども、9ページの「ジュネーブ軍縮会議」ですが、「当会議」と書いてあるのは「同会議」だと思います。それはともかく、「全会一致(コンセンサス)」と書いてありますが、全会一致とコンセンサスは違いまして、コンセンサスが

正しいと思います。

それから、12ページの「兵器用核分裂性物質生産禁止条約」ですが、別の箇所では「カットオフ条約」というような用語も使われておりますので、「カットオフ条約」という項目もつくられて、兵器用核分裂性物質生産禁止条約を見よという形にされた方が親切かなというふうに思いました。

それから、5ページのNSGですね、「原子力供給国グループ」ですけれども、ここで前半と後半でロンドン・ガイドライン・パート1、パート2が2回書いてあって重複しているような気がします。これはどちらか削られた方がいいのではないかと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

(広瀬委員) 資料に関してですが、英語の訳がついてるのとついてないのがありますが、やはり全部につけた方がいいのではないかと思います。そんなに大変なことではないと思いますので、お願いします。

(近藤委員長) 英語の訳というのは何。条約とか。

(広瀬委員) いや、すべて、これは英語では何と言うというのを一緒に、条約以外も。

(近藤委員長) 用語解説の見出し語に対応する英語表現をつけることということですね。

(広瀬委員) やはりつけておいた方がいいと思います。

(近藤委員長) わかりました。

田中委員。

(田中(享)委員) ちょっと最後コメントだけ言いますけれども。2つありまして、1つは細かい話ですけれども、注釈の中でMOXというのが今までずっともやもやしてて余りはっきり踏み込んでないなと思っていたんですけれども、今回相対的に「技術的」という言葉が入っているのでこれよかったかなと思っています。

それともう1つは私の感想なんですけれども、パブコメをしたということなので私は実ほどのくらい出てくるのかなと思っていたんですけれども、正直言わせて頂くと、非常に少ないなと。6人ということで1人の方で5件出した方がおられるということはほんの一部の方の話が出てただけだなということで。

パブコメの在り方なんですけれども、この中でもいろいろ方法だとか発信だとかいうことを非常に大事にしているということから言うと、やはりパブコメのとり方というものに関してもうちょっと見直しをした方がいいのではないのかなというのが私の意見でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

後半の方はおっしゃるところ、半分くらい申し訳ない気持ちです。これまでは、どんどん知人にも何か言ってくださいよと声をかけていたのですが、タウンミーティングの騒動等もあって、どうするのがいいのかなとちょっと思い悩んだこともあって、声をかけていないのです。経験的には、努力すれば増えることは確かなんですけれども。でもやはり声をかけるべきであったのかなと。そうすればもう少し、ご意見をいただけたかもという思いをもってのお詫びです。ただ、これで実相がわかった。我々が「ご意見を聴く会」に行ったときも全くこんなことをやってることも知らなかったと言われる世界だとわかったわけですが、このパブコメに対する注目度もこのことを示している。こういう現実を踏まえて、今後の相互理解活動のあり方を考えなきゃならないなと思っているところです。ご意見ありがとうございました

そのほか。

(西田補佐) 1点ちょっと補足させて頂ければと思うんですけれども。先ほどの放射線発散処罰法案につきまして、資料2の6ページで国会に提出され検討されているというふうに記述が書かれておるんですけれども。放射線処罰法案につきましてはまさに本日午前中の参議院本会議で可決成立する予定でございまして、会議の後、事実関係を確認しまして、必要な修正をさせて頂ければと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。

どうぞ。

(鈴木委員) 今の、そうするとこれは本報告書には載らないんですかね、放射線発散処罰法は。

(近藤委員長) 入れます。

(鈴木委員) 入れる。

(近藤委員長) もうアップトゥデートしていくのが一番いいと思いますので。ですから、きょう確認した、事実関係としてきょう午前中とすれば、審議中とは書かないで可決と書けるんだと思いますけれども。発効はちょっとずれるんだと思いますけれども。

何か。そうすると、これで。はい、どうぞ。

(内藤専務理事) 全くマイナーなことですが、目次のページ数と本体のページ数が合ってませんのでちゃんと。

(近藤委員長) わかりました。

あと1つ、20ページの15の意見ですけれどもね、「大型再処理施設の操業など、機微

な分野に踏み込みつつあるのではないかと、これは意見は意見としても技術的に正しいことを言ってるか、ちょっと気になっているのですが。どうですか。

どうぞ。

(秋山准教授) 今の点ですけれども、私は個人的にはコメントつけた方がいいんじゃないかなという気がします。全体的な部分にもかかわるんですが、通して読んでみたらわかることはわかるんですが、他方ぱっと見た場合にこれが報告書のコンテンツなのか意見なのか、それともそれがコメントなのかというところが非常にわかりにくくて。なので多少紛らわしいようなところには一応適切な何かコメントというかそれに対する反応みたいなやつは入れておいた方がよいのではないかと気がいたします。

(近藤委員長) ありがとうございます。

(広瀬委員) それに関連して。

(近藤委員長) どうぞ。

(広瀬委員) 「特に海外からは」というところでは、逆にそうならないような努力を日本は非常にしていますということを強調してコメントをほしいなと思うんですけれども。

(近藤委員長) はい。わかりました。それでは、お二方のご意見を参考にさせていただいてちょっと検討させていただくことにします。

それでは、幾つか今後検討ということで私に預らせて頂いたところありますけれども、それにつきましては早急に事務局と相談して案をとりまとめ、メール等で御確認頂くということにさせて頂ければと思います。

そのようなことでこの報告書の審議は終了ということによろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。それでは、事務局、何か今後の取扱いについて御紹介頂けますか。

(中島補佐) 原子力の平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する本報告書につきましては、できれば5月8日またはその次の15日の原子力委員会定例会議に事務局から報告したいと考えております。この定例会議におきまして本報告書の内容に対する原子力委員会としての見解を決定する予定でございます。

(近藤委員長) それでは、このテーマに関する政策評価は終了ということにさせていただきます。長期間にわたり御審議に参加頂きまして本当にありがとうございます。

次回以降はテーマを変えて原子力と国民・地域社会の共生というテーマを取り上げたいと考えています。国内では、地域とのコミュニケーションあるいは国と地方の関係、あるいは

それらの複合体とも言うべき東洋町の問題もありますということで、これらを政策評価という場を使って勉強していきたいなと思っているところでございます。これにつきましては、これまでのテーマに関してもそうであったように、まずは、この領域を担当する専門委員の方を御指名申し上げてと思っているところでございます。

そのほか事務局から何かなければ。

(中島補佐) ただいま部会長からお話がありましたように、原子力と国民・地域社会との共生について審議する予定でありまして、これにつきましては5月の中旬に開催したいと考えてございます。

(近藤委員長) それでは、繰り返しになりますけれども、皆様には、本当に長い間御熱心な御審議を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。これで本日の会合は終了させていただきます。

—了—